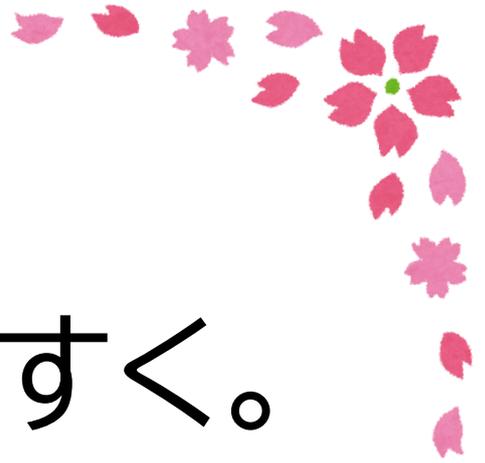


産後ケアを もっと使いやすく。



令和元年7月から開始した、武蔵野市産後ケア(宿泊型・日帰り型)事業の内容が、令和3年4月1日から、下表のとおり変更になります。

変更内容	種類	3月31日まで	4月1日から
経産婦の利用	ショートステイ	×	○
	デイケア	○	○
ふたご・みつごの利用日数	ショートステイ	合計7日間まで	合計14日間まで
	デイケア	合計7日間まで	合計14日間まで
早産児(37週未満で生まれた子)の対象期間	ショートステイ	生後57日未満	週数に応じて延長
	デイケア	生後4か月未満	週数に応じて延長
ショートステイ利用日数単位	ショートステイ	2泊3日から	1泊2日から

注意点

- (1) 令和3年3月31日までに交付した「武蔵野市産後ケア事業利用登録書」は、そのままご利用いただけます。健康課や医療機関に対して、変更手続きや事前のご連絡は必要ありません。
- (2) 早産児の対象期間について、詳細は武蔵野市健康課母子保健係までお問い合わせください。
- (3) 産後ケアの利用予約は、これまでどおり、実施医療機関に直接行ってください。



問合せ:武蔵野市 健康課 マタニティ安心コール
TEL 0422-51-0703
平日 午前9時~午後5時

